



厚生労働省

滋賀労働局

働きやすい滋賀をめざして

滋賀労働局発表  
平成30年10月29日

担 当	滋賀労働局労働基準部	
	監督課長	米村 慎二
	主任地方労働基準監察監督官	高津 章人
	監督係長	福間 英哉
	(電話) 077 - 522 - 6649	

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 平成29年の監督指導等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち87%の87事業場～

滋賀労働局(局長 石坂弘秋)は、管内の労働基準監督署が、平成29年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙1参照)

滋賀労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応します。

また、特にトラック運転者の適正な労働条件の確保においては、荷主の協力が非常に重要であることから、近畿運輸局と連携するなどにより、荷主に対して発注条件等の配慮を求めています。

### 平成29年の監督指導の概要

監督指導を実施した事業場は 100 事業場。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、87 事業場 (87.0%)。また、改善基準告示違反が認められたのは、82 事業場 (82.0%)。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2参照)

主な労働基準関係法令違反事項は、労働時間(70.0%)、割増賃金の支払(12.0%)、休日(3.0%)。

主な改善基準告示違反事項は、最大拘束時間(63.0%)、総拘束時間(52.0%)、休息期間(51.0%)。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況(平成29年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導等の状況（平成 29 年）

### 1 監督指導状況

( 1 ) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

表中の( )内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	事項 監督実施 事業場数	労働基準関 係法令違反 事業場数	主な違反事項		
			労働時間	割増賃金	休日
トラック	91	79 (86.8%)	65 (71.4%)	11 (12.1%)	3 (3.3%)
バス	6	6 (100.0%)	3 (50.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)
ハイヤー・ タクシー	0	( - )	( - )	( - )	( - )
その他	3	2 (66.7%)	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	100	87 (87.0%)	70 (70.0%)	12 (12.0%)	3 (3.0%)

(注1)「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用される資材等運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下同じ。

(注2)違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。以下同じ。

( 2 ) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	事項 監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	主な違反事項				
			最大拘束 時間	総拘束 時間	休息期間	連続運転 時間	最大運転 時間
トラック	91	78 (85.7%)	60 (65.9%)	49 (53.8%)	50 (54.9%)	26 (28.6%)	18 (19.8%)
バス	6	3 (50.0%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)
ハイヤー・ タクシー	0	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )
その他	3	1 (33.3%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	100	82 (82.0%)	63 (63.0%)	52 (52.0%)	51 (51.0%)	26 (26.0%)	19 (19.0%)

(注)ハイヤー・タクシーは、改善基準告示において「連続運転時間」、「最大運転時間」の定めがない。

( 3 ) 平成 27 年から平成 29 年までの 3 年間に於ける業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反事業場数及び改善基準告示違反事業場数は、次のとおりであった。

業種・事項		年		
		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
トラック	監督実施事業場数	36	36	91
	労働基準関係法令違反事業場数	33 (91.7%)	31 (86.1%)	79 (86.8%)
	改善基準告示違反事業場数	29 (80.6%)	27 (75.0%)	78 (85.7%)
バス	監督実施事業場数	0	6	6
	労働基準関係法令違反事業場数	0 ( - )	5 (83.3%)	6 (100%)
	改善基準告示違反事業場数	0 ( - )	2 (33.3%)	3 (50.0%)
ハイヤー・タクシー	監督実施事業場数	3	1	0
	労働基準関係法令違反事業場数	2 (66.7%)	0 (0.0%)	0 ( - )
	改善基準告示違反事業場数	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 ( - )
その他	監督実施事業場数	0	1	3
	労働基準関係法令違反事業場数	0 ( - )	1 (100.0%)	2 (66.7%)
	改善基準告示違反事業場数	0 ( - )	0 (0.0%)	1 (33.3%)
合計	監督実施事業場数	39	44	100
	労働基準関係法令違反事業場数	35 (89.7%)	37 (84.1%)	87 (87.0%)
	改善基準告示違反事業場数	29 (74.4%)	29 (65.9%)	82 (82.0%)

(4) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

### 事例1 (トラック)

## 自動車部品を運送する事業場に対して監督指導を実施

### 概要

運転者について、1日の拘束時間が最長24時間、1か月の総拘束時間が最長345時間となっているほか、4時間を超える連続運転を行っており、また、1か月あたり115時間を超える時間外労働や休日労働の実態が認められる。

定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転手に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない。

### 指導内容

- 1 36協定を締結せずに、違法な時間外労働、休日を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

#### 指導事項

労働基準法第32条違反(労働時間)、35条違反(休日労働)、長時間労働の削減

- 2 運転者の1日の拘束時間が16時間及び1か月の総拘束時間が293時間を超えていること、連続運転時間が4時間を超えていることについて是正を指導した。

#### 指導事項

改善基準告示違反(1日及び1か月の拘束時間、連続運転時間)

- 3 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう指導した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反(健康診断結果についての医師からの意見聴取)

### 指導後の会社の取組

- 36協定を締結、届出し、その範囲内で行うことで適法に時間外労働、休日労働を行うこととなった。
- ・運転者に監督署からの指導内容を伝えた上で、過去の運転日報を元に違反内容とその改善方法についての研修を実施
  - ・1週間ごとに運転日報の点検を行うことで、管理者によるチェックを強化
  - ・高速道路の深夜割引を受けるための待機を廃止といった取組により、1人あたりの拘束時間、連続運転時間が改善基準告示の範囲内となり、時間外労働も減少した。
- 地域産業保健センターの制度を利用し、定期健康診断結果の異常所見について医師の意見を聴くことにした。

## 事例2（トラック）

### 家電製品を運送する事業場に対して監督指導を実施

#### 概要

運転者について、1か月あたり140時間を超える時間外・休日労働の実態が認められる。事業場には、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導の実施方法等が整備されていない。

定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転手に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴いていない。

#### 指導内容

- 1 36協定の限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせていたため、是正を指導した。また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

#### 指導事項

労働基準法第32条違反（労働時間）、長時間労働の削減

- 2 労働安全衛生法66条の8に定める長時間労働者に対する医師による面接指導について、面接対象となる時間外・休日労働時間数や面接の申込方法などを定め、労働者に対して周知を行うよう指導した。

#### 指導事項

長時間労働者に対する医師による面接指導

- 3 定期健康診断の項目に異常の所見があると診断された運転者に対する健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聴くよう指導した。

#### 指導事項

労働安全衛生法第66条の4違反（健康診断結果についての医師からの意見聴取）

#### 指導後の会社の取組

- ・言語の問題で採用対象としていなかった外国人労働者について、社内教育の充実により対応可能と判断して採用し、増員を行った。
  - ・対応可能な業務を抽出し、配送助手として女性従業員を配置し運転者の負担を軽減した。
  - ・荷主に対して契約解除も視野に入れた形で契約の見直しを求め、無理な運行の一因となっていた翌日配送業務がなくなった。
  - ・勉強会の実施時間を所定労働時間外から所定労働時間内とした。
- といった取組により、運転者の時間外労働が36協定の限度時間以内となった。
- 1か月の時間外・休日労働時間数が80時間を超えた労働者を面接指導の対象とすることにし、申込み用紙を作成するなど申込み方法についても具体的に定め、社内に周知した。
  - 地域産業保健センターの制度を利用し、定期健康診断結果の異常所見について医師の意見を聴くことにした。

#### （参考）トラック運転者に係る改善基準告示

- 1か月の総拘束時間：原則293時間以下（労使協定締結の場合、320時間以下）
- 1日の最大拘束時間：13時間以下を基本とし、延長する場合であっても16時間以下
- 休息期間：継続8時間以上
- 連続運転時間：4時間以内

#### 地域産業保健センター

従業員50人未満で産業医の選任義務のない職場の事業主や従業員に対し、健康相談や保健指導のサービスを行っている（無料）。

## 2 近畿運輸局・滋賀運輸支局との連携

### (1) 相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、滋賀労働局と近畿運輸局が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

#### 【相互通報制度の実施状況（過去3年間）】

年 事項	平成27年	平成28年	平成29年
労働基準監督機関から 通報した件数	6	4	20
労働基準監督機関が 通報を受けた件数	16	12	5

### (2) 合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、滋賀労働局と滋賀運輸支局が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成18年度）  
トラック事業場及びバス事業場（平成20年度）

#### 【合同監督・監査の実施状況（過去3年間）】

年 事項	平成27年	平成28年	平成29年
トラック	3	2	3
バス	0	4	1
ハイヤー・ タクシー	1	0	0
合計	4	6	4



## 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

### 趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

### 制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

・長時間労働、交通事故の増加  
・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

### 内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック：原則 1か月 293時間 バ ス：原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー：原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー：原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー：原則継続8時間以上	
最大運転時間	トラック：原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バ ス：原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス：4時間以内 (運転の中断には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。)	
休日労働	トラック、タクシー：2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バ ス：2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間 = 始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間 = 勤務と次の勤務の間の自由な時間

その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。